

# 「無人運転航空機飛行管理暫定条例(意見募集稿)」の 公開意見募集に関する通知

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

## <要約>

2017年1月26日、工業情報化部は「『無人運転航空機飛行管理暫定条例(意見募集稿)』の公開意見募集に関する通知」(以下、「本意見募集稿」という)を公布し、2月28日までパブリックコメントを募集した。

本意見募集稿は、いわゆるドローンに特化した法令で、玩具にあたる小型ドローンを規定の対象外とし、その一方で事故等の可能性がある一定サイズ以上のドローンには、所有者の登録や保険への加入、操縦ライセンス取得などのルールを設けている。

## 1. 無人機の分類

本意見募集稿では、遠隔操縦航空機(Remotely-Piloted Aircraft)および自主航空機(Autonomous Aircraft)を「無人機」と呼ぶ(5条)。無人機は「国家無人機」と「民用無人機」に分類され、民用無人機はさらに機体重量等によって微型、軽型、小型、中型、大型に分けられる(8条)。

- 微型無人機：機体重量 0.25kg 以下、飛行高度 50m 以下、最大飛行速度 40km/h 以下。
- 軽型無人機：機体重量 4kg 以下、最大離陸重量 7kg 以下、最大飛行速度 100km/h 以下。
- 小型無人機：機体重量 15kg 以下、最大離陸重量 25kg 以下。
- 中型無人機：機体重量 15kg 以上、最大離陸重量 25kg 以上 150kg 以下。
- 大型無人機：最大離陸重量 150kg 以上。

なお農業用無人機とは、飛行高度 30m 以下、最大飛行速度 50km/h 以下、最大飛行半径 2km 以下、最大離陸重量 150kg 以下の条件を全て満たし、被監視機能を備え、高度と水平姿勢を保持する能力を備えており、農林牧畜業で利用される遠隔操縦航空機を指す(58条)。

## 2. 無人機の販売、飛行に関する義務・制限

微型無人機以外の民用無人機を販売する企業や個人は、公安機関に届出登録を行わなければならない(10条)。

微型無人機以外の民用無人機は、民用航空管理機構で実名および国籍の登記を行い、無人機の紛失、盗難、廃棄の際には速やかに届け出なければならない(11条)。

民用無人機を用いて商業活動を行う場合、経営許可を取得しなければならない(12条)。

民用無人機は機体にシリアル番号を付与し、微型無人機以外の無人機が飛行する際には自動でシリアル番号またはその他の識別情報を送信しなければならない(13条)。

小型、中型、大型無人機の飛行を行うか、あるいは軽型無人機で商業活動を行う企業・個人は、第三者責任保険に加入しなければならない(16条)。

単独で飛行する小型、中型、大型無人機の操縦にあたっては、安全操作ライセンス(安全操作執照)を取得しなければならない(22条)。

### ●原文(中国語)

[http://zmhd.miit.gov.cn:8080/opinion/noticedetail.do?method=notice\\_detail\\_show&noticeid=1898](http://zmhd.miit.gov.cn:8080/opinion/noticedetail.do?method=notice_detail_show&noticeid=1898)

本レポートは「中国法令アラートサービス 2018年2月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2018年7月10日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776